

装技振第 5 2 5 0 号
令和 4 年 3 月 3 1 日
一部改正 装技振第 1 1 9 5 3 号
令和 4 年 7 月 2 5 日
一部改正 装技振第 6 3 0 4 号
令和 7 年 3 月 2 8 日
一部改正 装技振第 9 1 7 5 号
令和 7 年 5 月 1 2 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
防 衛 大 学 校 長
防 衛 医 科 大 学 校 長
防 衛 研 究 所 長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
長 官 官 房 各 装 備 官 殿
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 人 事 官
長 官 官 房 会 計 官
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
長 官 官 房 艦 船 設 計 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官
(公印省略)

職務発明に関する訓令の実施要領について (通達)

標記について、別紙のとおり定め、令和４年４月１日から施行することとしたので通達する。

なお、職務発明等の申請に関する手続要領について（装技振第３１号。２７．１０．１）は廃止する。

添付書類：職務発明に関する訓令の実施要領

職務発明に関する訓令の実施要領

1 趣旨

この要領は、職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号。以下「訓令」という。）第21条の規定に基づき、職務発明の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この要領に掲げる用語の意義は訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同出願 発明が防衛省職員と防衛省職員以外の者との共同により完成した場合において、特許を受ける権利を防衛省以外の者との共有とする場合をいう。
- (2) 共同発明 発明が複数の発明者の貢献により完成した場合をいう。
- (3) 共同研究等 防衛省と防衛省以外の機関との共同研究、共同開発等をいう。
- (4) 貢献率 共同発明について、発明の完成に際しての各発明者の貢献の割合をいう。
- (5) 管理者 防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第7条第1項若しくは防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第7条第1項の文書管理者及び当該文書管理者の職務上の上級者その他所属長が指定した者をいう。
- (6) 秘密等 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密並びに装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。

3 届出業務の細部事項

- (1) 発明者は、訓令第3条の規定による届出を行う場合は、別紙様式第1により管理者を通じて行うものとする。
- (2) 前号の届出には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。
 - ア 発明の概要

- イ 当該発明の内容を記載した簡易明細書（別紙様式第2）又は特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条から第25条の3までに規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書
- ウ 当該発明をした職務の概要又は防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号）第3条第1項第2号に規定される年度業務計画
- エ 当該発明を職務においてした経緯

4 職務発明の認定に係る留意事項

訓令第4条第1項の規定による通知は、別紙様式第3により管理者を通じて行うものとする。また、同項の審査においては、次の各号に掲げる事項に特に留意するものとする。

(1) 貢献率の適正を図るための留意事項

貢献率は、発明への個々の発明者の貢献の度合を勘案し、発明者相互の合意に基づき定められるべきものである。発明への貢献の度合は、客観的な事実に基づき公正に定められるべきであり、職場における人間関係や防衛省と契約相手方等との関係、過去の慣習などに基づくものであってはならない。

発明者とは、そもそも技術の飛躍、あるいは創造に着想を与え直接寄与した者、すなわち発明の構成要件の一部又は全部を着想したものでなければならず、次に掲げる場合に該当するときは、発明者となることはできない。

- ア 職務権限に基づき、契約相手方に対し、機能・性能等の要求事項を示し、そのことにより契約相手方により発明が得られた場合
- イ 技術的討論の場に参加しただけの場合又は公知の技術情報を提供しただけの場合
- ウ 部下に研究開発を命じ、研究開発課題を与え、あるいは願望を呈示し、そのことにより部下が発明をした場合
- エ 発明者の指示に従って実験をし、データを整理し、あるいは計算を行った場合
- オ その他発明の着想や完成に直接貢献があると考えられない場合

(2) 契約に基づく発明における留意事項

- ア 発明が防衛省と契約相手方との契約に基づいてなされた場合、防衛省側が研究開発の費用を負担したことや将来装備品等を実施する見込みがあること等を理由に、防衛省職員による発明への貢献が認められないにも関わらず防衛省側に発明者を置くことがあってはならない。
- イ 発明が防衛省と契約相手方との契約に基づいてなされた場合におい

て、防衛省と契約相手方とが共同出願を行うときは、契約相手方の持分について特許を受ける権利を防衛省が譲り受けないものとするため、研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）に基づいた手続を実施すること。

(3) 共同研究等における留意事項

共同研究等に従事する職員は、当該業務に従事している間は、発明に関連する発想や発言を克明に記録するよう心掛け、できれば共同研究等の相手方の証明を得ておくような方策を取り、貢献率を定める上での客観的な証拠を整えておくことが必要である。

5 出願前協議及び特許出願の決定における細部事項

- (1) 発明者は、訓令第6条第1項に基づく上申を行う場合は、次に掲げる事項を記載した書類を添付した別紙様式第4により管理者を通じて行うものとする。この場合において、発明者は、特許権が付与される代わりに当該職務発明の内容が公開されることを踏まえ、上申する職務発明の内容に、秘密等が含まれていないことを確認しなければならない。

ア 当該職務発明と既に公になっている従来技術との比較

イ 当該職務発明について同等の効果をもたらす他分野の技術により代替した場合における相違点

ウ 装備品等に対する当該職務発明の応用例及びその効果の説明

エ 民生分野における当該職務発明の応用例及びその効果の説明又は民生分野における応用が期待できない理由

- (2) 官房長等が訓令第6条第3項の規定に基づき防衛装備庁長官（以下「長官」という。）に協議するときは、次に掲げる事項に関する書類を添付した別紙様式第5により行うものとする。

ア 訓令第3条の規定による当該職務発明の届出（添付書類を含む。）

イ 訓令第4条第1項の規定による当該職務発明の認定（添付書類がある場合は、これを含む。）

ウ 訓令第6条第1項の規定により発明者からされた上申（添付書類を含む。）

エ その他協議において必要と認められる書類

- (3) 訓令第6条第3項から第5項までに規定する長官が行う審査については、次に掲げる事項を考慮して行うものとし、必要に応じ、当該事項その他当該職務発明の特許出願に際して確認を要する事項について、関係する課長等（課長及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）の意見を求めるものと

する。この場合において、関係する課長等には、防衛装備庁技術戦略部技術振興官（以下単に「技術振興官」という。）から照会するものとする。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する特許の要件

イ 当該職務発明が特許法第64条の規定により出願公開されることによる支障

ウ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第67条第1項に掲げる発明に該当する蓋然性

エ 経済安全保障推進法第70条第1項に規定する指定を受けた発明の実施、開示等に際し、同法第73条第1項に規定する許可その他同法及び関連規則に基づく必要な措置を要することの許容の可否

- (4) 前号の規定により照会を受けた課長等は、所掌に基づき当該職務発明の内容を確認の上、理由とともに技術振興官に回答するものとする。
- (5) 第3号の規定による審査の結果、長官が経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行うべきであると、訓令第6条第3項の規定により自ら決定するとき又は同条第4項の規定により官房長等に回答するときは、第3号ウ及びエに掲げる事項について、関係する課長等に当該申出が妥当であることを確認し、かつ、共同出願する防衛省以外の者の当該申出についての同意及び当該申出をした特許出願が経済安全保障推進法第71条の通知を受けた際に当該特許出願を取り下げることについての同意を確認した上で行うものとする。
- (6) 所属長が訓令第6条第3項の規定により発明者に通知するときは、別紙様式第6により第1号の規定により上申した管理者を通じて行うものとする。
- (7) 所属長が訓令第6条第6項により、防衛省以外の者との共同出願について、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を特許出願に付すことを併せて決定するときは、当該共同出願する防衛省以外の者が当該申出をすること及び当該申出をした特許出願が経済安全保障推進法第71条の通知を受けた際に当該特許出願を取り下げることについて同意していなければならない。
- (8) 官房長等が、訓令第6条第8項の規定により特許出願を長官に依頼するときは、別紙様式第7により行うものとする。

6 特許出願における細部事項

- (1) 訓令第7条第1項に規定する特許出願の手続は、技術振興官が行うものとする。ただし、防衛省以外の者との間において、契約その他の取決めの締

結が伴う場合は、この限りでない。

なお、防衛省以外の者との間で締結されている契約その他の取決めにより、特許出願の手続を行う者が別に定められている場合は、これに従うものとする。

- (2) 経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行った場合は、経済安全保障推進法第67条第1項に規定する保全審査の間、特許法第48条の3第1項に規定する出願審査の請求を行わないものとする。
- (3) 訓令第7条第2項に規定する出願内容の修正のうち、次に掲げる事項については、技術振興官において行うことができるものとする。この場合、技術振興官は、必要に応じて発明者に意見を聴取するものとする。
 - ア 特許法第17条から第17条の5までに規定する補正に伴う修正
 - イ 特許法第44条第1項に規定する特許出願の分割に伴う修正
 - ウ 経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行うに必要な修正

7 特許出願の取り下げにおける細部事項

訓令第8条に規定する取り下げの手続は、技術振興官において速やかに行うものとする。

8 守秘義務における細部事項

- (1) 訓令第19条第1項に規定する公開してはならない日を過ぎたことをもって、部外への公表、発表、開示等に係る他の規則における制限及び必要な手続を免れ得るものであると解してはならない。
- (2) 発明者は、訓令第19条第1項第6号の規定による届出を行う場合は、別紙様式第8により管理者を通じて行うものとする。
- (3) 発明の内容は、当該発明の完成から特許出願するまでの間、原則として、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密又はそれに準ずる技術上の情報に位置するものとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号の規定に該当する不開示情報として取り扱う。ただし、訓令第19条第3項に規定する適正管理措置その他法令、規則等によって別途取扱いに関する指定を受けた場合は、これによるものとする。

9 準用

この要領に定める事項（ただし、経済安全保障推進法第5章に特有の事項を除く。）は、実用新案の考案及び意匠の創作について準用する。この場合にお

いて、この要領中「特許」とあるのは「実用新案」又は「意匠」と、「発明」とあるのは「考案」又は「創作」とそれぞれ読み替えるものとする。

10 委任規定

- (1) この要領の実施に関し、必要な細部事項は、官房長等又は官房長等の指定する者がそれぞれの所属に応じ定めるものとする。
- (2) 防衛装備庁におけるこの要領の実施に関し、必要な細部事項は、防衛装備庁技術戦略部長が定めるものとする。

発簡番号
年月日

所属長 殿

管理者
(公印省略)

職務発明「（発明の名称）」の届出について（提出）

標記について、下記のとおり職務に関連する発明があったので、届出を提出する。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明の目的動機等
- 3 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

- 4 発明者の要望事項

添付書類： 1（発明の概要）
2（簡易明細書又は願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書）
3（発明をした職務の概要又は年度業務計画）
4（当該発明を職務においてした経緯）

（備考）

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。

- 3 「発明の目的動機等」の欄には、当該発明をした理由及び発明をした職務と当該発明をしたこととの関係を具体的かつ簡潔に記載する。
- 4 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。
- 5 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。
- 6 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 7 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。
- 8 「発明者の要望事項」の欄には、発明の実施に関しての要望その他発明に関して要望する事項を記載する。
- 9 発明者が特許法第35条第4項に規定する相当の利益を受ける権利を放棄する場合は、「発明者の要望事項」の欄に「発明者として、この発明に関する特許法第35条第4項に規定する相当の利益を受ける権利を放棄する。」と記載する。
- 10 添付書類の記載様式は、別に定められているものを除き任意とする。また、添付書類について、必ずしもそれぞれ分ける必要はなく、必要に応じてまとめることができるものとする。

簡易明細書

- 【発明の名称】
- 【権利として取るべき事項】
 - 【請求項 1】
- 【技術分野】
- 【先行技術文献】
 - 【特許文献 1】
 - 【非特許文献 1】
- 【従来技術】
- 【従来技術の課題】
- 【発明による課題の解決】
- 【発明の効果】
- 【図面や実験例】
 - 【図 1】
- 【図面の簡単な説明】
 - 【図 1】
- 【符号の説明】

(備考)

- 1 【発明の名称】欄は、発明の名称を記載する。
- 2 【権利として取るべき事項】欄は、複数ある場合、【請求項 1】、【請求項 2】と連続した番号を付け、全て記載する。
- 3 【技術分野】欄は、発明の属する技術分野を記載する。
- 4 【先行技術文献】欄は、【技術分野】に係る従来技術が記載された特許文献等について、特定することが可能なように記載する。特許文献については、【特許文献 1】、【特許文献 2】と、特許文献以外については、【非特許文献 1】、【非特許文献 2】と連続した番号を付け記載する。特許文献の記載に際しては、出願番号又は特許番号を用いて、特定すること。ただし、文献がない場合は、当該項目を記載しない。
- 5 【従来技術】欄は、【先行技術文献】に記載した文献を引用する形にて、従来技術の内容を記載する。比較すべき従来技術がない場合は、その理由を含めて、その旨を記載する。
- 6 【従来技術の課題】欄は、【従来技術】にて記載した技術には、どのような課題及び問題点があるのかを記載する。
- 7 【発明による課題の解決】欄は、【従来技術の課題】に記載したものうち、発明が解決しようとする課題及び発明がどのように解決したかを記載する。

- 8 【発明の効果】欄は、発明により、どのような効果がもたらされるのかを、その適用例とともに記載する。また、当該発明が従来技術との関連において有利な効果を有する場合は、その内容を併せて記載する。
- 9 【図面や実験例】欄は、発明を説明するための視覚的にわかりやすい図面及び発明の効果が明らかとなるような実験例を記載する。図が複数ある場合は、【図 1】、【図 2】と、数式の場合は、【数 1】、【数 2】と、化学式の場合は、【化 1】、【化 2】と連続した番号を付け記載する。描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明かつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。図中に符号を付す場合、その符号はアラビア数字を用い、他の線と明確に区別できる引出線を引いて付ける。同一の部分が複数図中にある場合は、同一の符号を用いる。
- 10 【図面の簡単な説明】欄は、図の説明ごとに行を改めて、「【図 1】平面図」、「【図 2】立面図」のように記載する。数式の場合は、【図 1】、【図 2】に替えて【数 1】、【数 2】と、化学式の場合は、【化 1】、【化 2】と記載する。ただし、図がない場合は、当該項目を記載しない。
- 11 【符号の説明】欄は、【図面や実験例】における図中にて符号を付している箇所の説明を記載する。ただし、符号を付していない場合は、当該項目を記載しない。

発簡番号

年月日

管理者 殿

所属長
(公印省略)

職務発明「(発明の名称)」の認定について(通知)

標記について、届出のあった下記発明を職務発明に(※)と認定したので通知する。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

関連文書：職務発明「(発明の名称)」の届出について(発簡番号。年月日)
(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 3 (※) の箇所は、「該当する」又は「該当しない」のいずれかに置き換える。
- 4 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。
- 5 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。
- 6 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであると

きは、これにふりがなをつける。

- 7 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。
- 8 当該職務発明の届出を関連文書として参照する。
- 9 必要に応じ、添付書類を付すことができる。

発簡番号
年月日

所属長 殿

管理者
(公印省略)

職務発明「（発明の名称）」の特許出願について（上申）

標記について、下記の職務発明に関して、特許出願することが防衛省の業務上必要であるか否かを決定されたく上申する。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

- 3 上申する理由

関連文書：職務発明「（発明の名称）」の認定について（発簡番号。年月日）
添付書類：1（当該職務発明と既に公になっている従来技術との比較）
2（当該職務発明について同等の効果をもたらす他分野の技術により代替した場合における相違点）
3（装備品等に対する当該職務発明の応用例及びその効果の説明）
4（民生分野における当該職務発明の応用例及びその効果の説明又は民生分野における応用が期待できない理由）

（備考）

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。

- 3 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。
- 4 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。
- 5 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 6 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。
- 7 「上申する理由」の欄には、発明者が訓令第6条第1項の規定による上申を行う理由を記載する。また、別紙とする場合は、「別紙のとおり」と記載し、添付書類に別紙を加える。
- 8 添付書類の記載様式は、任意とする。また、添付書類について、必ずしもそれぞれ分ける必要はなく、必要に応じてまとめることができる。

発簡番号
年月日

防衛装備庁長官 殿

所属長
(公印省略)

職務発明「(発明の名称)」の特許出願について(協議)

標記について、職務発明に関する訓令(昭和39年防衛庁訓令第46号)第6条第3項に基づき、下記の職務発明に関して協議する。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

添付書類：1 職務発明「(発明の名称)」の届出について(発簡番号。年月日)
2 職務発明「(発明の名称)」の認定について(発簡番号。年月日)
3 職務発明「(発明の名称)」の特許出願について(上申)(発簡番号。年月日)

(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 3 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場

合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。

- 4 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。
- 5 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 6 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。

発簡番号

年月日

管理者 殿

所属長
(公印省略)

職務発明「(発明の名称)」の特許出願に関する決定について(通知)

標記について、特許出願することが防衛省の業務上(※1)と決定したので通知する。(※2)

関連文書：職務発明「(発明の名称)」の特許出願について(上申)(発簡番号。年月日)

(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 3 (※1)の箇所は、「必要である」又は「必要でない」に置き換える。
- 4 (※2)の箇所は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を要する場合に、「また、当該職務発明は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号)第66条第2項前段の規定による申出を要する。」と記載し、そうでなければ何も記載しない。

発簡番号
年月日

防衛装備庁長官 殿
(技術戦略部技術振興官気付)

官房長等
(公印省略)

職務発明「(発明の名称)」の特許出願について(依頼)

標記について、特許出願することが防衛省の業務上必要であると決定したので、下記の職務発明について特許出願するよう依頼する。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

- 3 職務発明に該当する理由
- 4 特許出願することが防衛省の業務上必要である理由
- 5 共同出願を妥当と認める理由
- 6 その他特許出願における条件等

添付書類： 1 職務発明「(発明の名称)」の届出について(発簡番号。年月日)
2 職務発明「(発明の名称)」の認定について(発簡番号。年月日)

(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 3 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。
- 4 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。
- 5 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 6 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。
- 7 「特許出願することが防衛省の業務上必要である理由」の欄には、特許出願が防衛省の業務上必要であると判断した理由を記載する。また、別紙とする場合は、「別紙のとおり。」と記載し、添付書類に別紙を加える。
- 8 「共同出願を妥当と認める理由」の欄は、共同出願でない場合、削る。
- 9 「その他特許出願における条件等」の欄は、特に条件がない場合、「特になし。」と記載する。また、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を要する場合は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第66条第2項前段の規定による申出を要する。」と記載する。

発簡番号
年月日

所属長 殿

管理者
(公印省略)

職務発明「(発明の名称)」の特許出願について (届出)

標記について、下記のとおり、職務発明に関する訓令（昭和 3 9 年防衛庁訓令第 4 6 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく上申を行わないこととしたので、届け出る。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示

所 属	官 職	氏 名	持分の表示

- 3 上申を行わない理由
- 4 その他備考

関連文書：職務発明「(発明の名称)」の認定について (発簡番号。年月日)
写送付先：防衛装備庁長官

(備考)

- 1 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさとする。
- 2 発明の名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 3 発明者の所属、官職及び氏名並びに持分の表示は、複数の発明者がいる場合、表の行を追加して記載する。また、職員以外の共同発明者がいる場合は、それら発明者も記載する。
- 4 発明者の所属は、発明の完成時点の所属を記載し、異動があった場合には現所属を括弧書きで併記する。

- 5 発明者の氏名の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、これにふりがなをつける。
- 6 「持分の表示」の欄には、共同発明等で持ち分の定めがあるときは、他の共同発明者等の氏名、持分の割合を記載する。また、職員以外の共同発明者については、当該共同発明者について欄を一つにまとめ、職員以外の残りの持分の割合の合計を記載する。
- 7 「上申を行わない理由」の欄は、訓令第6条第1項の規定による上申を行わない理由を記載する。また、別紙とする場合は、「別紙のとおり。」と記載し、添付書類に別紙を加える。
- 8 「その他備考」の欄は、発明者が複数いる場合、発明者全員（防衛省以外の者と共同してした発明である場合は、当該防衛省以外の者を含む。）の同意を得ている旨を記載する。特にない場合、「特になし。」と記載する。